

「知る権利の世界的動向と日本の課題」

<はじめに>

東日本大震災および原発事故における政府・企業による情報の隠ぺい

→知る権利の重要性

<知る権利の世界的動向>

—国際的動向—

1948年世界人権宣言

「第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。」

1966年 市民的及び政治的権利に関する国際規約

「第十九条

2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」

1992 国連環境開発会議環境と開発に関するリオ宣言

「第10原則

環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意志決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進しかつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む司法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。」¹

¹ 国連環境開発会議（地球サミット：1992年、リオ・デ・ジャネイロ）環境と開発に関するリオ宣言 http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf

オーフス条約

1998年 環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における公衆参画、司法へのアクセスに関する条約（オーフス条約）²

—各国の動向—

スウェーデン

1766年法政府情報へのアクセス→憲法の一部

アメリカ

1986年「スーパーファンド修正および再授權法」第3編「緊急対処計画と地域住民の知る権利法」The Emergency Planning and Community Right-to-Know Act of 1986; EPCRA) →「地域住民の知る権利法にもとづく有害化学物質放出目録」TRI: Toxics Release Inventory)

1990年「汚染防止法 Pollution Prevention Act of 1990」

企業に対し、有害物質削減とリサイクルの義務付け=(the Toxic Chemical Source Reduction and Recycling Report) 提出義務。

以後、「知る権利法 ‘Right-to-know’ laws」は、25の州とカナダで立法化。

フランス

2004年環境憲章→2005年憲法

「第6条 公共政策は、持続可能な発展を促進しなければならない。この目的のため、公共政策は、環境の保護ならびに開発、経済発展、社会の進歩を調整する。

第7条 何人も、法律により定められる条件ならびに限界において、公共機関が保持する環境に関する情報にアクセスし、環境に影響を及ぼす公的決定の策定に参加する権利を有する。

第8条 環境に関する教育ならびに育成は、本憲章に定められた権利義務の行使に貢献しなければならない。」

—ヨーロッパ人権裁判所判例の動向—

ヨーロッパ人権条約

² オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク（オーフスネット）
<http://www.aarhusjapan.org/> 第二東京弁護士会「環境法研究会」

「第八条（私生活及び家庭生活の尊重についての権利）

- 1 すべての者は、その私的及び家庭生活、住居及び通信の権利を有する。
- 2 この権利の行使については、法律の基づき、かつ国の安全、公共の安全若しくは国の経済的福利のため、また、無秩序若しくは犯罪防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならない。」³

Lopez Ostra v. Spain 1994

「民間廃棄物処理施設からの汚染と私生活・家族生活を保護する国の積極的義務」⁴

→8条違反→情報アクセス問題はなし。

Guerra v. Italy 1998

民間化学肥料工場における環境情報、すなわち、事故の危険性および事故発生時の対処方法を当局が住民に知らせなかったことは、8条違反。

「第二条（生命に対する権利）

- 1 すべての者の生命に対する権利は、法律によって保護される、何人も、故意にその生命を奪われない。ただし、法律で死刑を定める犯罪について有罪の判決の後に裁判所の刑の言い渡しを執行する場合は、この限りでない。
- 2 生命の略奪は、それが次の目的のために絶対に必要な、力の行使の結果であるときは、本条に違反して行われたものとみなされない。
 - (a) 不法な暴力から人を守るため
 - (b) 合法的な逮捕を行い又は合法的に抑留した者の逃亡を防ぐため
 - (c) 暴力又は反乱を鎮圧するために合法的にとって行為のため」⁵

Öneryıldız v. Turkey 2004

ゴミ捨て場周辺のスラムに無許可で住む住民に爆発の危険性を知らせなかったこと、さらに、たとえ、知らせても予防措置を取らなかったことは、2条（生命権）違反。

<日本の課題>

1993年 環境基本法 →「人権」なし

「(情報の提供)

³ 「ベーシック条約集」 第2版 東信堂

⁴ 戸波 江二他編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社、2008、333頁。

⁵ 「ベーシック条約集」 第2版 東信堂

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。」

1995年3月、行政情報公開部会

「行政改革委員会の専門部会として設置され、情報公開法の原案となった「情報公開法要綱案」と「情報公開法要綱案の考え方」を1996年11月に発表した。1996年12月に要綱案を行政改革委員会が首相に意見具申し、その後1997年度中の法案提出が閣議決定された。」⁶

情報公開法要綱案の考え方

「(2)「知る権利」について

「知る権利」という言葉を、情報公開法の目的規定の中に明示的に書き込むべきであるかについても検討した。たしかに、我が国における情報公開法の制定に関する議論の中で、「知る権利」という言葉は、国民の情報公開法制に対する関心を高め、その制度化を推進する役割を果たしてきたところである。しかしながら、法律の条文の中でその言葉を用いることが適当であるかどうかは、法律問題として別に検討する必要がある。

「知る権利」については、憲法学上、国民主権の理念を背景に、表現の自由を定めた憲法第21条に根拠付けて主張されることが多い。この主張は、表現の自由は、国民が広く思想や情報を伝達し、またそれを受け取る自由のみならず、政府が保有する情報の開示を求める権利（政府情報開示請求権）をも含むという理解であり、この場合、後者が特に「知る権利」と呼ばれている。このような理解に立つ場合でも、「知る権利」は基本的には抽象的な権利であるにとどまり、法律による制度化を待って具体的な権利となるという見解が有力である。

しかし、憲法第21条の保障する表現の自由はあくまで自由権であってそのような請求権的なものは含まないという見解がある一方、「知る権利」をより広く自己情報の開示請求権を含めて考えたり、「知る権利」は憲法上既に具体的な内容をもって存在する権利であるとする見解もある。また、最高裁判所の判例においては、請求権的な権利としての「知る権利」は認知されるに至っていない。

このように、「知る権利」という概念については、多くの理解の仕方があるのが現状である。

⁶ 行政情報公開部会

<http://homepage1.nifty.com/clearinghouse/johokokaiho/bukai/contents.html>, (2012年1月27日アクセス)

上記のような理由から、本要綱案では、情報公開法の目的規定に「知る権利」という言葉を用いることはしなかったが、1（1）に述べたとおり、「国民主権の理念にのっとり」という表現によって、憲法の理念を踏まえて充実した情報公開制度の確立を目指していることを明確にしておきたい。」

<おわりに>